

堺市公報 第243号	令和4年11月25日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市立ビッグバン条例施行規則の一部を改正する規則 【泉北ニューデザイン推進室】	2
○堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 【建築都市局交通部】	3
○堺市河川法施行細則及び堺市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則 【建設局土木部法定外公共物課】	5
<告示>	
○民生委員の定数について 【健康福祉局長寿社会部長寿支援課】	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	8
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	9
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業の廃止について 【健康福祉局障害福祉部障害福祉サービス課】	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について	

【健康福祉局健康部精神保健課】	12
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について	
【健康福祉局健康部精神保健課】	13
＜公告＞	
○農用地利用集積計画	
【産業振興局農政部農地課】	13
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	25
＜上下水道局告示＞	
○地方公営企業法に基づく公金の収納事務の委託について	
【上下水道局サービス推進部事業サービス課】	25
＜上下水道局公告＞	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	26
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	29

規 則

堺市立ビッグバン条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月25日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第84号

堺市立ビッグバン条例施行規則の一部を改正する規則

堺市立ビッグバン条例施行規則（令和2年規則第78号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

様式第2号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

様式第3号の注書を削る。

様式第4号の注書1を削り、同様式の注書2を同様式の注書とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市立ビッグバン条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市立ビッグバン条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。



堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月25日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第85号

堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成5年規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1」の次に「（第6条関係）」を加え、同表の備考1中「各界平面図」を「各階平面図」に改め、同表の備考2中「すべて」を「全て」に改める。

別表第2中「別表第2」の次に「（第7条関係）」を加え、同表の備考4中「使用しうる」を「使用し得る」に改める。

様式第1号中「様式第1号」の次に「（第6条関係）」を加え、

「
（代表者氏名）

（届出者（法人にあっては、その代表者）が自署しない場合は、記名押印をしてください。） を

電話番号

」

「
（代表者氏名）
電話番号
に改める。
」

様式第6号中「様式第6号」の次に「（第10条関係）」を加え、
「
」
⑩ を ㊦ に改める。
」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

~~~~~  
堺市河川法施行細則及び堺市法定外公共物管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年11月25日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第86号

堺市河川法施行細則及び堺市法定外公共物管理条例施行規則の  
一部を改正する規則

（堺市河川法施行細則の一部改正）

第1条 堺市河川法施行細則（昭和50年規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削り、同様式の注書を次のように改める。

注意 位置図、実測平面図、縦横断面施設構造図、求積平面図、設計書及び工事仕様書を添付してください。

様式第2号中「㊸」を削り、同様式の注書を削る。

(堺市法定外公共物管理条例施行規則の一部改正)

第2条 堺市法定外公共物管理条例施行規則(平成17年規則第61号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(甲)の注書を削る。

様式第2号(甲)の注書を削る。

様式第3号中

|   |                                       |   |
|---|---------------------------------------|---|
| 「 | 堺市法定外公共物管理条例施行規則第6条第1項による<br>別表 の項を適用 | を |
| 」 |                                       |   |
| 「 | 堺市法定外公共物管理条例施行規則別表 の項を適用              | に |
| 」 |                                       |   |

改め、同様式の注書を削る。

様式第5号中「堺市法定外公共物管理条例施行規則第7条」を「堺市法定外公共物管理条例第12条第2項」に改め、同様式の注書を削る。

様式第6号の注書を削る。

様式第7号(甲)の注書を削る。

様式第8号の注書を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

**告 示**

堺市告示第388号

堺市民生委員定数条例（平成27年条例第6号）第2条の規定に基づき、次のとおり堺市の民生委員の定数を定めたので告示する。

令和4年11月25日

堺市長 永藤英機

堺市の民生委員の定数を1,172人とする。

堺市告示第389号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年11月25日

堺市長 永藤英機

| 法人名         | 事業内容   | 事業所名      | 事業所所在地                         | 指定年月日     |
|-------------|--------|-----------|--------------------------------|-----------|
| 合同会社 ディアロード | 居宅介護   | ライズケアサポート | 大阪府堺市北区北長尾町三丁目5-9 ベルハイム201号    | 令和4年11月1日 |
| 合同会社 ディアロード | 重度訪問介護 | ライズケアサポート | 大阪府堺市北区北長尾町三丁目5-9 ベルハイム201号    | 令和4年11月1日 |
| 合同会社 ディアロード | 同行援護   | ライズケアサポート | 大阪府堺市北区北長尾町三丁目5-9 ベルハイム201号    | 令和4年11月1日 |
| ほんわか 合同会社   | 居宅介護   | ほんわか訪問介護  | 大阪府堺市北区中百舌鳥町五丁目798番1 和田ビル204号室 | 令和4年11月1日 |

|                            |          |                |                    |                                      |               |
|----------------------------|----------|----------------|--------------------|--------------------------------------|---------------|
| ほんわか<br>社                  | 合同会<br>社 | 重度訪問介護         | ほんわか訪問介<br>護       | 大阪府堺市北区中百<br>舌鳥町五丁798番1<br>和田ビル204号室 | 令和4年11月<br>1日 |
| ほんわか<br>社                  | 合同会<br>社 | 行動援護           | ほんわか訪問介<br>護       | 大阪府堺市北区中百<br>舌鳥町五丁798番1<br>和田ビル204号室 | 令和4年11月<br>1日 |
| ほんわか<br>社                  | 合同会<br>社 | 同行援護           | ほんわか訪問介<br>護       | 大阪府堺市北区中百<br>舌鳥町五丁798番1<br>和田ビル204号室 | 令和4年11月<br>1日 |
| 株式会社<br>プレイ<br>ス           |          | 居宅介護           | プレイス深井             | 大阪府堺市中区八田<br>北町472-1                 | 令和4年11月<br>1日 |
| 株式会社<br>プレイ<br>ス           |          | 重度訪問介護         | プレイス深井             | 大阪府堺市中区八田<br>北町472-1                 | 令和4年11月<br>1日 |
| 株式会社<br>レア                 |          | 居宅介護           | ヘルパーステー<br>ションLea  | 大阪府堺市堺区大浜<br>南町2-7-5-2F              | 令和4年11月<br>1日 |
| 株式会社<br>レア                 |          | 重度訪問介護         | ヘルパーステー<br>ションLea  | 大阪府堺市堺区大浜<br>南町2-7-5-2F              | 令和4年11月<br>1日 |
| 合同会社<br>AWU<br>NN          |          | 重度訪問介護         | 訪問介護ステー<br>ションこんごう | 大阪府堺市南区槇塚<br>台二丁35番11号               | 令和4年11月<br>1日 |
| 合同会社<br>AWU<br>NN          |          | 同行援護           | 訪問介護ステー<br>ションこんごう | 大阪府堺市南区槇塚<br>台二丁35番11号               | 令和4年11月<br>1日 |
| 社会福祉法人<br>自立支援協会           |          | 共同生活援助         | グループホーム<br>ほろん     | 大阪府堺市堺区香ヶ<br>丘町五丁4番23-4<br>号         | 令和4年11月<br>1日 |
| 社会福祉法人<br>三<br>篠会          |          | 就労継続支援<br>(A型) | 就労継続支援事<br>業所 松屋茶論 | 大阪府堺市堺区松屋<br>大和川通一丁13番1              | 令和4年11月<br>1日 |
| 株式会社<br>スマイ<br>ルケアサポ<br>ート |          | 生活介護           | チルチル               | 大阪府堺市北区北長<br>尾町六丁3-27                | 令和4年11月<br>1日 |
| 株式会社<br>オール<br>アッセン        |          | 就労継続支援<br>(B型) | ユーアンド              | 大阪府堺市北区船堂<br>町二丁4番6号                 | 令和4年11月<br>1日 |

堺市告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和4年11月25日

堺市長 永藤英機

| 法人名          | 事業内容       | 事業所名            | 事業所所在地               | 廃止年月日      |
|--------------|------------|-----------------|----------------------|------------|
| 株式会社 YOS HI  | 居宅介護       | アイミィライフサポート訪問介護 | 大阪府堺市堺区幸通3番17号 2F    | 令和4年10月1日  |
| 株式会社 YOS HI  | 重度訪問介護     | アイミィライフサポート訪問介護 | 大阪府堺市堺区幸通3番17号 2F    | 令和4年10月1日  |
| 株式会社 YOS HI  | 同行援護       | アイミィライフサポート訪問介護 | 大阪府堺市堺区幸通3番17号 2F    | 令和4年10月1日  |
| 有限会社 M2      | 居宅介護       | サンテケア           | 大阪府堺市堺区戎之町東一丁1-21 2階 | 令和4年10月10日 |
| 有限会社 M2      | 重度訪問介護     | サンテケア           | 大阪府堺市堺区戎之町東一丁1-21 2階 | 令和4年10月10日 |
| 有限会社 ケイティパック | 就労継続支援（B型） | ユーアンド           | 大阪府堺市北区船堂町二丁4番6号     | 令和4年10月31日 |

堺市告示第391号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和4年11月25日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（指定日 令和4年11月1日）

| 設置者名称    | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所            | 事業の種類  | 事業所の名称     | 事業所の所在地              | 事業所番号      |
|----------|-------------------------------|--------|------------|----------------------|------------|
| 株式会社ココペリ | 大阪府泉大津市東豊中町三丁目13番7号<br>花紋ビル3階 | 児童発達支援 | パピプ・チャイルド堺 | 大阪府堺市中区八田西町三丁目11番43号 | 2756100026 |

堺市告示第392号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援の事業の廃止に係る届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和4年11月25日

堺市長 永 藤 英 機

指定障害児通所支援事業者（廃止日 令和4年10月31日）

| 設置者名称   | 設置者の主たる事務所の所在地又は住所    | 事業の種類  | 事業所の名称        | 事業所の所在地               | 事業所番号      |
|---------|-----------------------|--------|---------------|-----------------------|------------|
| 医療法人仁悠会 | 大阪府堺市北区東三国ヶ丘町四丁目1番25号 | 児童発達支援 | KidsClub ルピナス | 大阪府堺市堺区翁橋町二丁目3番3-102号 | 2756020257 |

|             |                                  |                |                   |                              |            |
|-------------|----------------------------------|----------------|-------------------|------------------------------|------------|
| 医療法人<br>仁悠会 | 大阪府堺市北<br>区東三国ヶ丘<br>町四丁1番25<br>号 | 放課後等デ<br>イサービス | KidsClub ルピ<br>ナス | 大阪府堺市堺区<br>翁橋町二丁3番<br>3-102号 | 2756020257 |
|-------------|----------------------------------|----------------|-------------------|------------------------------|------------|

## 堺市告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和4年11月25日

堺市長 永 藤 英 機

| 医療機関名          | 医療機関所在地                             | 種別     | 指定年月日     |
|----------------|-------------------------------------|--------|-----------|
| パートナー中百舌鳥薬局    | 堺市北区中百舌鳥町5-10<br>コーポベル1階            | 薬局     | 令和4年9月1日  |
| 訪問看護ベストケア      | 堺市西区鳳西町1-89-7<br>第2末広ハイツ104号        | 訪問看護   | 令和4年9月1日  |
| フジメディカル薬局      | 堺市南区桃山台3-1-7<br>-2                  | 薬局     | 令和4年9月20日 |
| いのうえ在宅診療所      | 堺市西区上野芝町2-3-18<br>上野芝クリニックモ<br>ール4階 | 病院・診療所 | 令和4年10月1日 |
| ウエルシア薬局 堺大町東店  | 堺市堺区大町東3-1-26                       | 薬局     | 令和4年10月1日 |
| メイプル薬局 中百舌鳥駅前店 | 堺市北区中百舌鳥町2-39<br>クリスタルなかもず101号      | 薬局     | 令和4年10月1日 |
| かえで薬局          | 堺市北区中百舌鳥町2-107<br>クレール中百舌鳥101号      | 薬局     | 令和4年10月1日 |

|                        |                     |      |           |
|------------------------|---------------------|------|-----------|
| コアラ薬局 白鷺店              | 堺市東区白鷺町3-19-7       | 薬局   | 令和4年10月1日 |
| 紡 訪問看護ステーション           | 堺市北区長曾根町1611-1-101  | 訪問看護 | 令和4年10月1日 |
| 医療法人横敏会 訪問看護ステーションあしあと | 堺市東区日置荘西町4-11-25    | 訪問看護 | 令和4年10月1日 |
| ナカジマ薬局 ららぽーと堺          | 堺市美原区黒山22-1-1階 1125 | 薬局   | 令和4年11月1日 |

堺市告示第394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和4年11月25日

堺市長 永藤英機

| 医療機関名         | 医療機関所在地                    | 種別   | 更新年月日     |
|---------------|----------------------------|------|-----------|
| 泉薬局 堺店        | 堺市堺区栄橋町2-2-23<br>バルメゾン堺103 | 薬局   | 令和4年10月1日 |
| 光栄薬局          | 堺市堺区向陵東町3-5-25             | 薬局   | 令和4年10月1日 |
| くるみ訪問看護ステーション | 堺市中区東八田339-2               | 訪問看護 | 令和4年11月1日 |
| ゆう訪問看護ステーション  | 堺市美原区北余部390-2              | 訪問看護 | 令和4年11月1日 |

堺市告示第395号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和4年11月25日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分  | 医療機関名             | 医療機関所在地                  | 種別   | 変更年月日     |
|-----|-------------------|--------------------------|------|-----------|
| 変更前 | 訪問看護ステーションセカンド・ケア | 堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル7階 | 訪問看護 | 令和4年9月1日  |
| 変更後 |                   | 堺市堺区北瓦町2-4-16 堺富士ビル6階    |      |           |
| 変更前 | ビーナス訪問看護ステーション    | 堺市北区東雲東町1-6-23 宝永ビル1階    | 訪問看護 | 令和4年10月1日 |
| 変更後 |                   | 堺市北区中長尾町3-4-23           |      |           |

公 告

堺市公告第634号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年11月25日

堺市長 永 藤 英 機

令和4年度 第8号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和4年11月10日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)                        |       |            | 利用権を設定する農地 |          |           |                                           | 利用権を設定する者(貸手)            |                           |            | 設定する利用権   |            |           |              |
|----------------------------------------|-------|------------|------------|----------|-----------|-------------------------------------------|--------------------------|---------------------------|------------|-----------|------------|-----------|--------------|
| 住所                                     | 氏名    | 所在         | 地番         | 地積<br>地目 | 地積<br>(㎡) | 住所                                        | 氏名                       | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期        | 終期         | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法 |
| 堺市南区大庭寺<br>3番地2                        | 北野 好廣 | 南区小代       | 225-1      | 田        | 764       | 堺市南区檜尾30<br>69番地5                         | 山本 真智子<br>山本 英臣<br>永橋 洋子 | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年1月1日  | 令和7年12月31日 | -         | -            |
| 堺市北区野遠町<br>580番地                       | 松岡 鉄男 | 北区野遠町      | 222        | 田        | 757       | 堺市北区野遠町<br>536番地3<br>兵庫県川西市大<br>和町5丁目23-1 | 橋本 壽美子<br>橋本 貴仁          | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年1月1日  | 令和7年12月31日 | -         | -            |
| 堺市美原区平尾<br>581番地                       | 清水 節夫 | 美原区平尾      | 588        | 田        | 1,061     | 池田市神田1丁<br>目6番4号メゾン<br>ポヌール301号           | 中西 比佐美                   | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和4年12月1日 | 令和7年11月30日 | -         | -            |
| 堺市中区深阪6<br>丁目16番3号                     | 樋川 重廣 | 西区太平寺      | 634        | 田        | 2,145     | 堺市西区太平寺<br>535番地1                         | 木寺 清                     | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和5年2月1日  | 令和8年1月31日  | -         | -            |
| 堺市美原区平尾<br>2762番地1                     | 阪口 良一 | 美原区平尾      | 403        | 田        | 1,233     | 堺市美原区平尾<br>2114番地2                        | 清水 ヨシノ                   | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年2月1日  | 令和8年1月31日  | -         | -            |
| 堺市北区百舌鳥<br>西之町2丁目535番<br>地             | 松川 武美 | 北区中村町      | 365-1      | 田        | 595       | 堺市北区中村町<br>1220番地                         | 西川 益子                    | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和5年2月1日  | 令和8年1月31日  | -         | -            |
| 堺市東区高松22<br>7番地2 シナイ<br>パーク北野田71<br>4号 | 明地 克博 | 北区野遠町      | 224-1      | 田        | 633       | 堺市美原区今井<br>452番地                          | 柳下 文彦                    | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和5年2月1日  | 令和8年1月31日  | -         | -            |
| 堺市北区長曾根<br>町589番地                      | 今野 正章 | 北区金岡町      | 2703       | 田        | 647       | 堺市中区深井中<br>町1209番地5                       | 下 裕信                     | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年2月1日  | 令和8年1月31日  | -         | -            |
| 堺市南区庭代台<br>1丁目17番10号                   | 酒井 晴子 | 南区片蔵       | 89-1       | 田        | 851       | 堺市南区片蔵61<br>7番地                           | 櫻井 修                     | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和5年2月1日  | 令和8年1月31日  | -         | -            |
| 堺市北区北花田<br>町3丁目39番地8                   | 中條 義己 | 西区太平寺      | 683        | 田        | 773       | 堺市西区太平寺<br>570番地1                         | 井上 好文                    | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和5年2月1日  | 令和8年1月31日  | -         | -            |
| 堺市美原区北余<br>部565番地3                     | 岩井 健太 | 美原区<br>多治井 | 430-1      | 田        | 1,557     | 堺市美原区多治<br>井500番地                         | 奥田 高直<br>奥田 緑            | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和5年2月1日  | 令和8年1月31日  | -         | -            |
| 堺市南区大森25<br>3番地1                       | 田中 篤  | 南区檜尾       | 158        | 田        | 806       | 堺市南区大森25<br>7番地                           | 坂田 正                     | 使用貸借による<br>権利             | 畑として<br>利用 | 令和4年12月1日 | 令和7年11月30日 | -         | -            |
| 堺市南区富蔵23<br>7番地17                      | 北尻 賢  | 南区豊田       | 638        | 田        | 1,692     | 堺市南区豊田89<br>0番地                           | 大上 岩夫<br>大上 憲一           | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 令和5年2月1日  | 令和8年1月31日  | -         | -            |

| 利用権の設定を受ける者(借手)               |                  | 利用権を設定する農地   |    |          |           | 利用権を設定する者(貸手)      |       | 設定する利用権                   |        |          |           |           |              |
|-------------------------------|------------------|--------------|----|----------|-----------|--------------------|-------|---------------------------|--------|----------|-----------|-----------|--------------|
| 住所                            | 氏名               | 所在           | 地番 | 現況<br>地目 | 地積<br>(㎡) | 住所                 | 氏名    | 利用権の種類<br>及び適用され<br>る共通事項 | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃<br>(円) | 借賃の支<br>払い方法 |
| 大阪府北区西天満2丁目6番8号<br>堂島ビルディング9F | 株式会社<br>グッドフイールド | 東区<br>石原町2丁目 | 73 | 田        | 1,024     | 堺市中区深阪3<br>丁目1番20号 | 盛尾 季史 | 使用貸借による権利<br>(解除条件付)      | 畑として利用 | 令和5年2月1日 | 令和8年1月31日 | -         | -            |
|                               |                  |              | 74 | 田        | 998       |                    |       |                           |        |          |           |           |              |

1 利用権設定各筆明細(農地中間管理事業分)

| 利用権の設定を受ける者(借手)       |                | 利用権を設定する農地 |      |      |                     | 利用権を設定する者(貸手)    |                |                           |        | 設定する利用権   |            |       |            |
|-----------------------|----------------|------------|------|------|---------------------|------------------|----------------|---------------------------|--------|-----------|------------|-------|------------|
| 住所                    | 氏名             | 所在         | 地番   | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所               | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項         | 内容     | 始期        | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法   |
| 大阪市中央区南本町2丁目1番8号      | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 中区陶器北      | 2118 | 田    | 561                 | 堺市北区長曾根町577番地2   | 巽 三三男          | 使用貸借による権利<br>農地中間管理事業共通事項 | 畑として利用 | 令和4年12月1日 | 令和9年11月30日 | -     | -          |
|                       | 一般財団法人大阪府みどり公社 |            |      |      |                     |                  |                |                           |        |           |            |       |            |
| 堺市中区東山339番地4          | 中谷 純一          | 南区<br>鉢ヶ峯寺 | 2838 | 畑    | 490                 | 堺市南区三原台4丁目3番6号   | 西野 薫           | 賃貸借による権利<br>農地中間管理事業共通事項  | 畑として利用 | 令和4年12月1日 | 令和9年11月30日 | 8,163 | 毎年度指定口座に振込 |
| 大阪市中央区南本町2丁目1番8号      | 一般財団法人大阪府みどり公社 |            |      |      |                     |                  |                |                           |        |           |            |       |            |
| 堺市南区新繪尾台4丁目16番10-109号 | 矢野 友雅          | 2839       | 2838 | 畑    | 490                 | 大阪市中央区南本町2丁目1番8号 | 一般財団法人大阪府みどり公社 | 賃貸借による権利<br>農地中間管理事業共通事項  | 畑として利用 | 令和4年12月1日 | 令和9年11月30日 | 8,163 | 毎年度指定口座に振込 |
|                       |                |            |      |      |                     |                  |                |                           |        |           |            |       |            |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

|                     |
|---------------------|
| 解除条件付<br>(法 18-2-6) |
|---------------------|

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### (3) 利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

## (11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させることとなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

## (12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

## (13) 勧告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

## (14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が(13)の勧告に従わなかったとき。

## (15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 農地中間管理事業

## 2 共通事項（機構→転借人）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 権利の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

## (2) 権利取得者の責務

1の各筆明細に定める農地中間管理機構（以下「甲」という。）を通じて権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について次の責務を負う。

ア 乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 甲は、乙によりアの責務が果たされていないと認められるときは、大阪府知事の承認を受けて、当該土地に係る権利の設定を解除することができる。

## (3) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

## (4) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。

## (5) 転貸又は譲渡

乙は、本計画により権利の設定を受けた土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

## (6) 遅延損害金

ア 甲は、乙が1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を請求することができる。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

## (7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、土地所有者の費用と責任において当該土地の修繕を要請する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲を通じて土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲を通じて土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

## (8) 租税公課の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

## (9) 賃借権又は使用貸借による権利の解除

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、大阪府知事の承認を得て、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された権利は解除することができる。

## (10) 当該土地の返還

賃借権又は使用貸借による権利の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

## (11) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び大阪府が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (12) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び大阪府が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容 | 甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法 | 備 考 |
|------------|----------------------------|------------------------------|-----|
| —          | —                          | —                            | —   |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
| 賦課金     | 地権者が負担  | —   |

### 3 共通事項（所有者→機構）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

#### (2) 借賃の増減額請求

農地中間管理機構に権利を設定する者（以下「甲」という。）及び農地中間管理権を取得して権利の設定を行う者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

#### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。ただし、貸借開始から5年間は据え置く。

#### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

#### (6) 借賃の減額

権利の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

#### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

#### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の権利設定の始期までに、乙の権利の行使を阻害する負担を除去するとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

#### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

#### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(11) 権利の解約・解除

ア 甲及び乙は、権利の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむをえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、権利を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|------------|--------------------------|----------------------------|----|
| —          | —                        | —                          | —  |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|---------|---------|----|
| 賦課金     | 地権者が負担  | —  |



堺市公告第635号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月25日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市美原区黒山1000番、1001番及び1064番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府八尾市天王寺屋二丁目68番地  
富士開発株式会社  
代表取締役 平川 晴基

## 上下水道局告示

堺市上下水道局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年11月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

- 1 委託する公金の種類  
水道料金及び下水道使用料
- 2 委託する業務

水道料金等コンビニエンスストア・モバイル収納代行業務

3 委託する期間

令和4年12月1日から令和7年11月30日まで

4 受託者の住所及び氏名

住所 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地

氏名 株式会社電算システム

取締役執行役員事業部長 辻本 治

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第164号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の規定に基づき指定給水装置工事事業者を指定したので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 指 定 番 号   | 第1508号           |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年11月10日       |
| 指定期間の末日   | 令和9年11月9日        |
| 事業者の名称    | 関西エスピーDF株式会社     |
| 事業者の住所    | 堺市堺区中向陽町1丁目1番18号 |
| 代表者の職氏名   | 代表取締役 岡所 大輔      |
| 事業所の名称    | 関西エスピーDF株式会社     |
| 事業所の所在地   | 堺市堺区中向陽町1丁目1番18号 |

|           |            |
|-----------|------------|
| 指 定 番 号   | 第1509号     |
| 指 定 年 月 日 | 令和4年11月10日 |

指定期間の末日 令和9年11月9日  
事業者の名称 株式会社見瀬商店  
事業者の住所 堺市西区鳳北町10丁83番地  
代表者の職氏名 代表取締役 見瀬 真一  
事業所の名称 株式会社見瀬商店  
事業所の所在地 堺市西区鳳北町10丁83番地

指 定 番 号 第1510号  
指 定 年 月 日 令和4年11月10日  
指定期間の末日 令和9年11月9日  
事業者の名称 H&S株式会社  
事業者の住所 堺市中区辻之864番地62  
代表者の職氏名 代表取締役 荒木 裕宣  
事業所の名称 H&S株式会社  
事業所の所在地 堺市中区辻之864番地62

指 定 番 号 第1511号  
指 定 年 月 日 令和4年11月10日  
指定期間の末日 令和9年11月9日  
事業者の名称 株式会社美和プラス  
事業者の住所 堺市北区百舌鳥梅北町2丁70番6  
代表者の職氏名 代表取締役 栢瀬 喜子  
事業所の名称 株式会社美和プラス  
事業所の所在地 堺市北区百舌鳥梅北町2丁70番6

指 定 番 号 第1512号  
指 定 年 月 日 令和4年11月10日  
指定期間の末日 令和9年11月9日  
事業者の名称 株式会社辻工業  
事業者の住所 富田林市錦織北2丁目3番3号  
代表者の職氏名 代表取締役 辻 邦一  
事業所の名称 株式会社辻工業  
事業所の所在地 富田林市錦織北2丁目3番3号

指 定 番 号 第1513号  
指 定 年 月 日 令和4年11月10日

指定期間の末日 令和9年11月9日  
事業者の名称 株式会社カンタス  
事業者の住所 寝屋川市本町15番77号  
代表者の職氏名 代表取締役 松岡 功  
事業所の名称 株式会社カンタス  
事業所の所在地 寝屋川市本町15番77号

指 定 番 号 第1514号  
指 定 年 月 日 令和4年11月10日  
指定期間の末日 令和9年11月9日  
事業者の名称 株式会社エコリフォーム  
事業者の住所 大阪市平野区加美北3丁目2番3号  
代表者の職氏名 代表取締役 利川 南熙  
事業所の名称 株式会社エコリフォーム  
事業所の所在地 大阪市平野区加美北3丁目2番3号

指 定 番 号 第1515号  
指 定 年 月 日 令和4年11月10日  
指定期間の末日 令和9年11月9日  
事業者の名称 株式会社エコテク  
事業者の住所 高槻市寿町1丁目6番18号  
代表者の職氏名 代表取締役 山本 兼次  
事業所の名称 株式会社エコテク  
事業所の所在地 高槻市寿町1丁目6番18号

指 定 番 号 第1516号  
指 定 年 月 日 令和4年11月10日  
指定期間の末日 令和9年11月9日  
事業者の名称 佐伯 一  
事業者の住所 堺市堺区老松町2丁49番地(402号)  
事業所の名称 佐伯設備  
事業所の所在地 堺市堺区旭ヶ丘中町3丁2-28

指 定 番 号 第1517号  
指 定 年 月 日 令和4年11月10日  
指定期間の末日 令和9年11月9日

事業者の名称 株式会社CREAXIA  
事業者の住所 豊中市庄内幸町5-5-21  
代表者の職氏名 代表取締役 西林 靖美  
事業所の名称 株式会社CREAXIA  
事業所の所在地 豊中市庄内幸町5-5-21

指 定 番 号 第1518号  
指 定 年 月 日 令和4年11月10日  
指定期間の末日 令和9年11月9日  
事業者の名称 笹木 直樹  
事業者の住所 大阪市都島区高倉町1丁目11番19号 樋口ハイツ301号  
事業所の名称 水道レスキューセンター  
事業所の所在地 大阪市都島区高倉町1丁目11番19号 樋口ハイツ301号

指 定 番 号 第1519号  
指 定 年 月 日 令和4年11月10日  
指定期間の末日 令和9年11月9日  
事業者の名称 宮前 雅幸  
事業者の住所 羽曳野市河原城763番地の1  
事業所の名称 宮前設備工業所  
事業所の所在地 羽曳野市野143-2

指 定 番 号 第1520号  
指 定 年 月 日 令和4年11月10日  
指定期間の末日 令和9年11月9日  
事業者の名称 株式会社IWTカンパニー  
事業者の住所 松原市天美北5丁目13番1号  
代表者の職氏名 代表取締役 平川 保文  
事業所の名称 株式会社IWTカンパニー  
事業所の所在地 松原市天美北5丁目13番1号

~~~~~  
堺市上下水道局公告第165号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項の規定に基づき市指定排水

設備工事業者を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月25日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1763号
指 定 年 月 日 令和4年11月10日
指定期間の末日 令和8年11月30日
事業者の名称 小山 慎一
事業者の住所 大阪市大正区平尾4丁目10番18号
営業所の名称 進和設備工業
営業所の所在地 大阪市大正区平尾4丁目10番18号

指 定 番 号 第1764号
指 定 年 月 日 令和4年11月10日
指定期間の末日 令和8年11月30日
事業者の名称 株式会社美和プラス
事業者の住所 堺市北区百舌鳥梅北町2丁目70番6
代表者の職氏名 代表取締役 栢瀬 喜子
営業所の名称 株式会社美和プラス
営業所の所在地 堺市北区百舌鳥梅北町2丁目70番6

指 定 番 号 第1765号
指 定 年 月 日 令和4年11月10日
指定期間の末日 令和8年11月30日
事業者の名称 株式会社辻工業
事業者の住所 富田林市錦織北2丁目3番3号
代表者の職氏名 代表取締役 辻 邦一
営業所の名称 株式会社辻工業
営業所の所在地 富田林市錦織北2丁目3番3号

指 定 番 号 第1766号
指 定 年 月 日 令和4年11月10日
指定期間の末日 令和8年11月30日
事業者の名称 株式会社カンタス

事業者の住所	寝屋川市本町15番77号
代表者の職氏名	代表取締役 松岡 功
営業所の名称	株式会社カンタス
営業所の所在地	寝屋川市本町15番77号
指 定 番 号	第1767号
指 定 年 月 日	令和4年11月10日
指定期間の末日	令和8年11月30日
事業者の名称	株式会社エバーエンジニアリング
事業者の住所	堺市美原区丹上275番地8
代表者の職氏名	代表取締役 叶 哲司
営業所の名称	株式会社エバーエンジニアリング
営業所の所在地	堺市美原区丹上275番地8
指 定 番 号	第1768号
指 定 年 月 日	令和4年11月10日
指定期間の末日	令和8年11月30日
事業者の名称	株式会社エコテク
事業者の住所	高槻市寿町1丁目6番18号
代表者の職氏名	代表取締役 山本 兼次
営業所の名称	株式会社エコテク
営業所の所在地	高槻市寿町1丁目6番18号
指 定 番 号	第1769号
指 定 年 月 日	令和4年11月10日
指定期間の末日	令和8年11月30日
事業者の名称	佐伯 一
事業者の住所	堺市堺区老松町2丁49番地(402号)
営業所の名称	佐伯設備
営業所の所在地	堺市堺区旭ヶ丘中町3丁2-28
指 定 番 号	第1770号
指 定 年 月 日	令和4年11月10日
指定期間の末日	令和8年11月30日
事業者の名称	株式会社CREAXIA
事業者の住所	豊中市庄内幸町5-5-21

代表者の職氏名	代表取締役 西林 靖美
営業所の名称	株式会社CREAXIA
営業所の所在地	豊中市庄内幸町5-5-21

指 定 番 号	第1771号
指 定 年 月 日	令和4年11月10日
指定期間の末日	令和8年11月30日
事業者の名称	株式会社吉村一建設
事業者の住所	堺市中区福田578番地6
代表者の職氏名	代表取締役 友藤 昭弘
営業所の名称	株式会社吉村一建設
営業所の所在地	堺市中区福田578番地6